

学生生活に関する注意事項について

令和2年7月9日

米子地区学生 各位

医 学 部 長

新型コロナウイルス感染予防対策等や学生生活に関するメッセージについては、本学の方針が定まり次第、随時皆さんへ発信しているところです。

については、6月8日付けで通知した「緊急事態宣言解除後の学生生活について」を改訂し、新たに学生生活に関する注意事項をまとめましたので、以下のとおり通知します。

1. 課外活動

鳥取大学医学部ホームページ→「【学生・教職員の皆様へ】 新型コロナウイルス感染症対策への対応（米子地区）」→2. 課外活動について→「学生課外活動の段階的緩和の目安」を参照してください。

URL: <https://www.med.tottori-u.ac.jp/3823/28033.html>

◆自習室の使用については、当面の間、以下のとおりとします。

1. ヒポクラテスルーム

平日：16時30分～21時、土日祝日：8時30分～21時

2. アレスコ棟チュートリアル室1～10

平日：16時30分～21時、土日祝日：8時30分～21時

※収容率50%、5人以内で使用可能。

※通常通り、1週間前までに使用願を提出して許可をうけること。

3. アレスコ棟学生ラウンジ

当面の間、原則禁止とします。

◆医学科6年生及び保健学科4年生の国家試験対策自習室については、課外活動施設棟、学生自習室、大学会館集会室の環境整備を鋭意進めています。各自習室の利用可能時期については準備出来次第、別途お知らせいたします。

2. 国外旅行、国内旅行、帰省など県をまたぐ移動

◆国外への旅行等は自粛すること。

◆国内旅行等について、※国内流行地（北海道、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、京都府、大阪府、奈良県、福岡県、鹿児島県（R2.7.8現在））への不急の移動は、自粛すること。

※最新の情報については、その都度学務課学生係窓口で確認してください。

◆医学科の病院見学や病院説明会への参加については、事前に実習診療科の承諾を得たうえで、行動記録表を提出すること。

◆生命科学科・保健学科の就職活動では感染予防対策と健康観察を行うこと（大学から企業等へ対面での採用活動自粛のお願いをHPへ掲載済）

◆やむを得ない事情により鳥取・島根両県外へ移動する場合は、学務課教務係または指導教員へ相談すること。

※国内流行地へ移動した場合は、2週間の自宅待機・健康観察を行うこと。

3. 3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

◆カラオケ店、ゲームセンター、パチンコ店など換気が悪く、人の密集する施設への立ち入りの禁止。

◆個別の会食は3名まで可能とし、団体での会食は自粛すること。

◆飲食・接客系アルバイトは、できる限り自粛すること。ただし、臨床実習中の学生は原則禁止とする。

4. 健康管理の徹底と健康状態の記録

◆自身の健康管理（体温測定、マスク着用、手洗い）を行うこと。

◆健康観察表を記録すること。

5. 悪徳商法、訪問販売、ネット契約、カルト系集団に注意

◆本学では、学内外を問わずこれらの勧誘活動は一切認めていません。

◆むやみにドアを開けない、連絡先（携帯番号）を教えない、気軽についていかない。

【罹患等した場合の対応】

・3月31日付け理事（教育担当）通知「新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について」によること。